

アライグマによる被害を防止しましょう

問合せ 環境経済課 生活環境担当 ☎991-1840

特定外来生物であるアライグマの生息拡大により、農作物被害や生活環境被害が発生しています。町では、町民の皆さんに捕獲罠の貸出しなど防除事業を行っています。



【捕獲罠の貸出し】(町職員が捕獲罠を設置します。)

▶申込方法 電話による申込み

※申込多数の場合は、貸出しまでにお待ちいただく場合がございます。

▶貸出し期間 1か月

▶捕獲対象生物 アライグマ(アライグマ以外の鳥獣は捕獲場所で放獣します。)

▶罠の取り扱い 罠の管理、餌の管理、貸出し期間終了後の罠の返却は借用者に行っていただきます。

【捕獲罠の設置】

アライグマ捕獲従事者が捕獲罠を設置します。

一般の方が捕獲罠を設置する場合は、狩猟免許(箱罠)又はアライグマ捕獲従事者養成研修会を修了し、従事者証の交付を受ける必要があります。

アライグマ捕獲従事者養成研修会

㊦6月11日(火)13:30~16:00 ㊧埼玉県越谷環境管理事務所 ㊨環境経済課

※申込多数の場合は、先着順での受付となり、他の会場・日程をご案内する場合があります

【被害を防ぐために】

アライグマの捕獲(防除)と同時に、餌となる果実、野菜が食害されない工夫(網や電気柵の設置、適時収穫)と生ごみを放置しないなどの対策が必要です。

家具転倒防止器具を設置しましょう

問合せ 総務課 地域安全担当 ☎991-1895

町では、地震による家具の転倒などの被害から生命を守るため、家具転倒防止器具購入費等の補助を行っています。自分自身と家族の身の安全を守るためにも、家具転倒防止対策を行いましょう。

▶対象

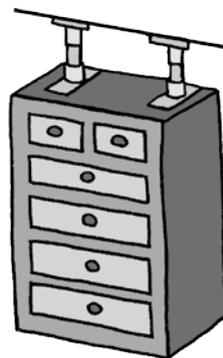
次に掲げる全ての要件を満たす世帯

1. 町内にお住まいで、住民基本台帳に記録されている方
2. 次の①~④の者のみで構成されている世帯
 - ①65歳以上の方
 - ②15歳未満の方
 - ③身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 - ④介護保険法による要介護者又は要支援者である方

▶補助金等の支給

次のいずれかで支給します。

1. 補助金による支給
お住まいに取付ける家具転倒防止器具の購入費および設置費を補助します。
補助金の額は、購入費の2分の1(100円未満切捨て)の額。ただし、1世帯あたり5,000円が補助限度額。
2. 器具による支給
町が家具転倒防止器具を支給し、事業者が、お住まいに伺い取付けを行います。



詳細は、町ホームページをご参照ください。

